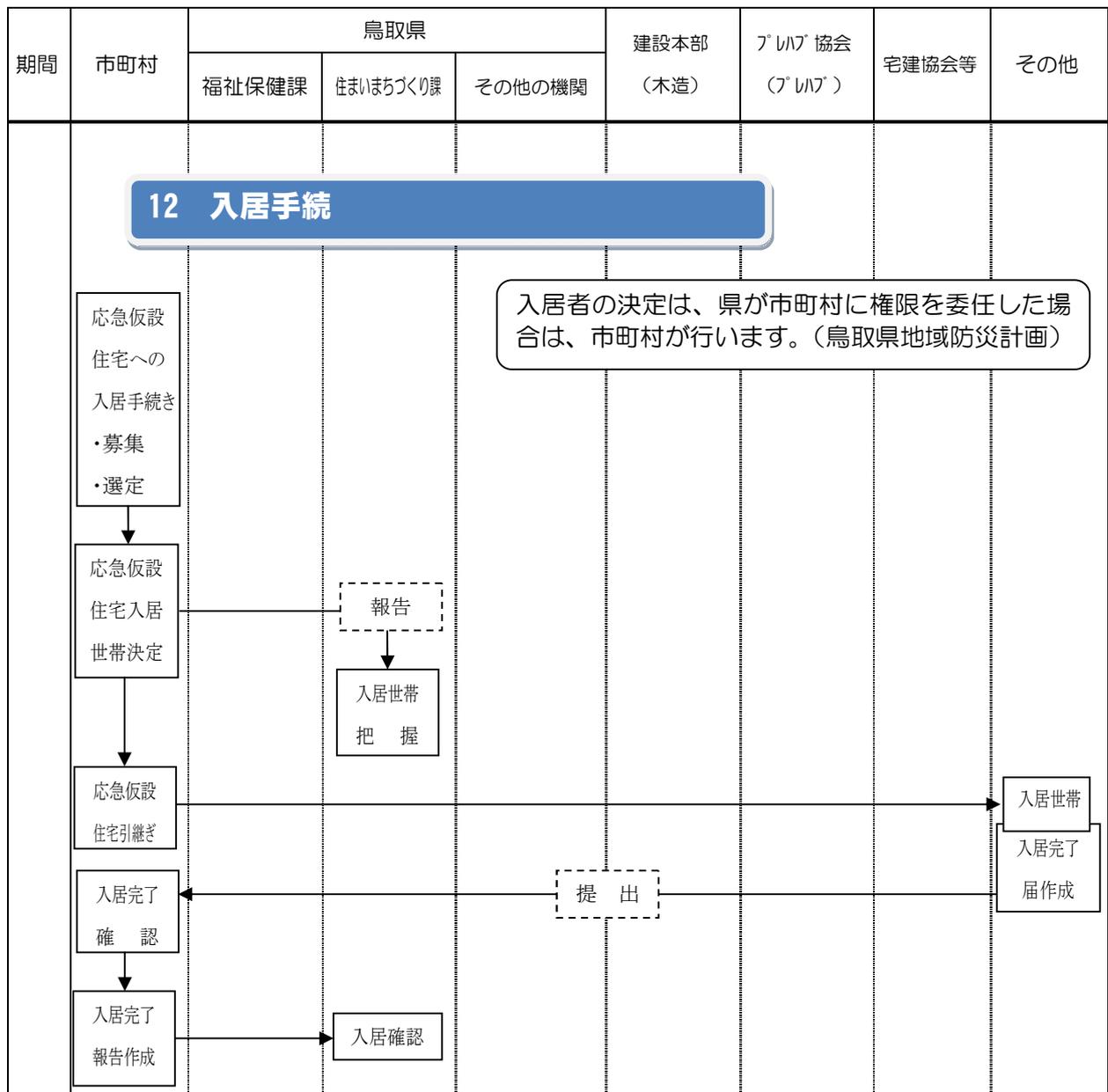


【STEP 5】 応急仮設住宅のへの入居

12 入居手続

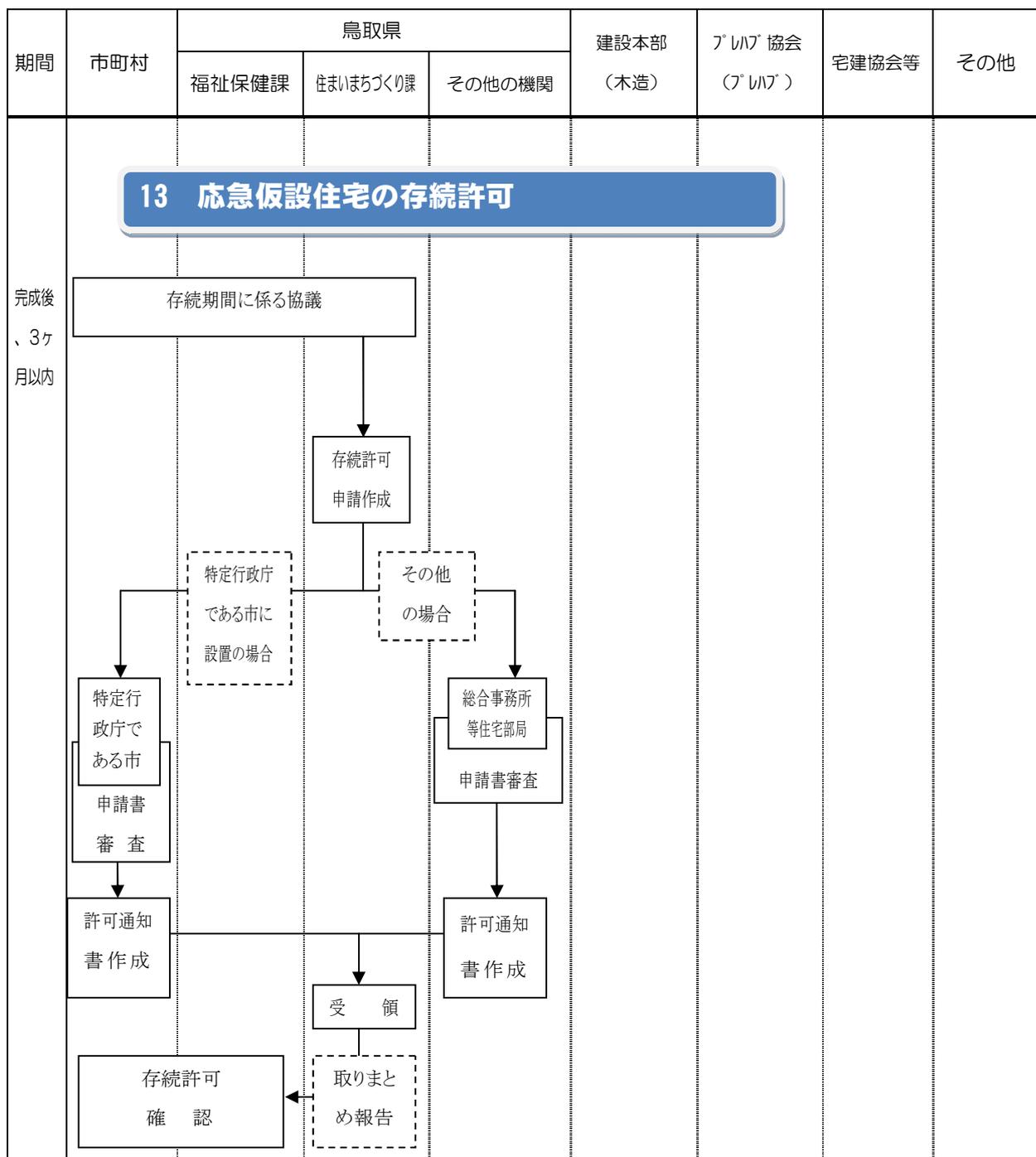
- (1) 応急仮設住宅の引継ぎを受けることとなった市町村は、速やかに応急仮設住宅の募集を行います。
- (2) 市町村は入居世帯が決定したら応募世帯に通知するとともに、県（住まいまちづくり課）に報告します。県（住まいまちづくり課）は各市町村からの報告を取りまとめ、応急仮設住宅の入居状況を把握します。
- (3) 市町村は県（住まいまちづくり課）から応急仮設住宅の引継ぎを受けたら、速やかに入居世帯へ応急仮設住宅を引き継ぎます。
- (4) 入居世帯は入居した段階で入居完了届を作成し、市町村へ提出します。
- (5) 市町村は応急仮設住宅の入居状況を確認し、その結果を取りまとめの上、入居完了報告を作成して県（住まいまちづくり課）に報告します。



【STEP 6】 応急仮設住宅の管理

13 応急仮設住宅の存続許可

- (1) 応急仮設住宅は通常3ヶ月を超えて存続させるため、県（住まいまちづくり課）は県（福祉保健課）及び市町村と協議を行い、存続許可申請書を作成します。応急仮設住宅の建設場所が特定行政庁である市（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市）の場合は特定行政庁に、それ以外の場所に建設する場合は東部生活環境事務所又は県各総合事務所の住宅部局に存続許可申請書を提出します。【建築基準法第85条第3項】県（住まいまちづくり課）は特定行政庁から許可通知が送付された場合、当該通知を受領し解体するまで保管します。

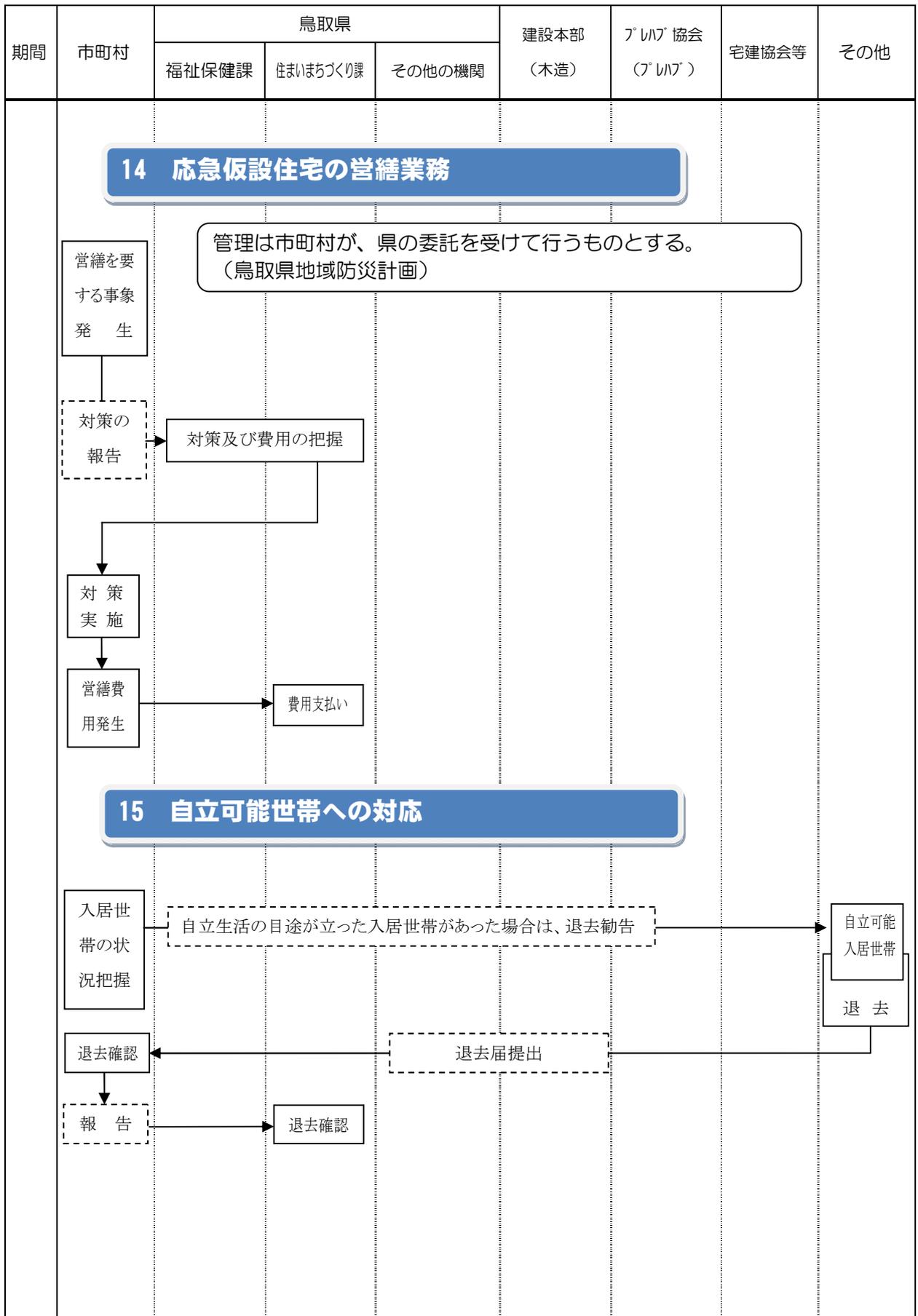


14 応急仮設住宅の営繕業務

- (1) 営繕を要する事象が発生した場合、応急仮設住宅を管理する市町村は、対応内容及び費用（見積書）を県（住まいまちづくり課）に報告します。県（住まいまちづくり課）は内容及び費用を把握した後、県（福祉保健課）に報告します。市町村は県（住まいまちづくり課）から了解を得た上で対策を実施します。市町村は対策が完了した段階で、県（住まいまちづくり課）に完了した旨の報告を行います。
- (2) このとき、技術的な問題等があり、市町村単独では対策が立てられない場合には、県（住まいまちづくり課）が技術的な支援を行います。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は、市町村から送付された営繕業務に係る見積書及び請求書により、費用を支払います。

15 自立可能世帯への対応

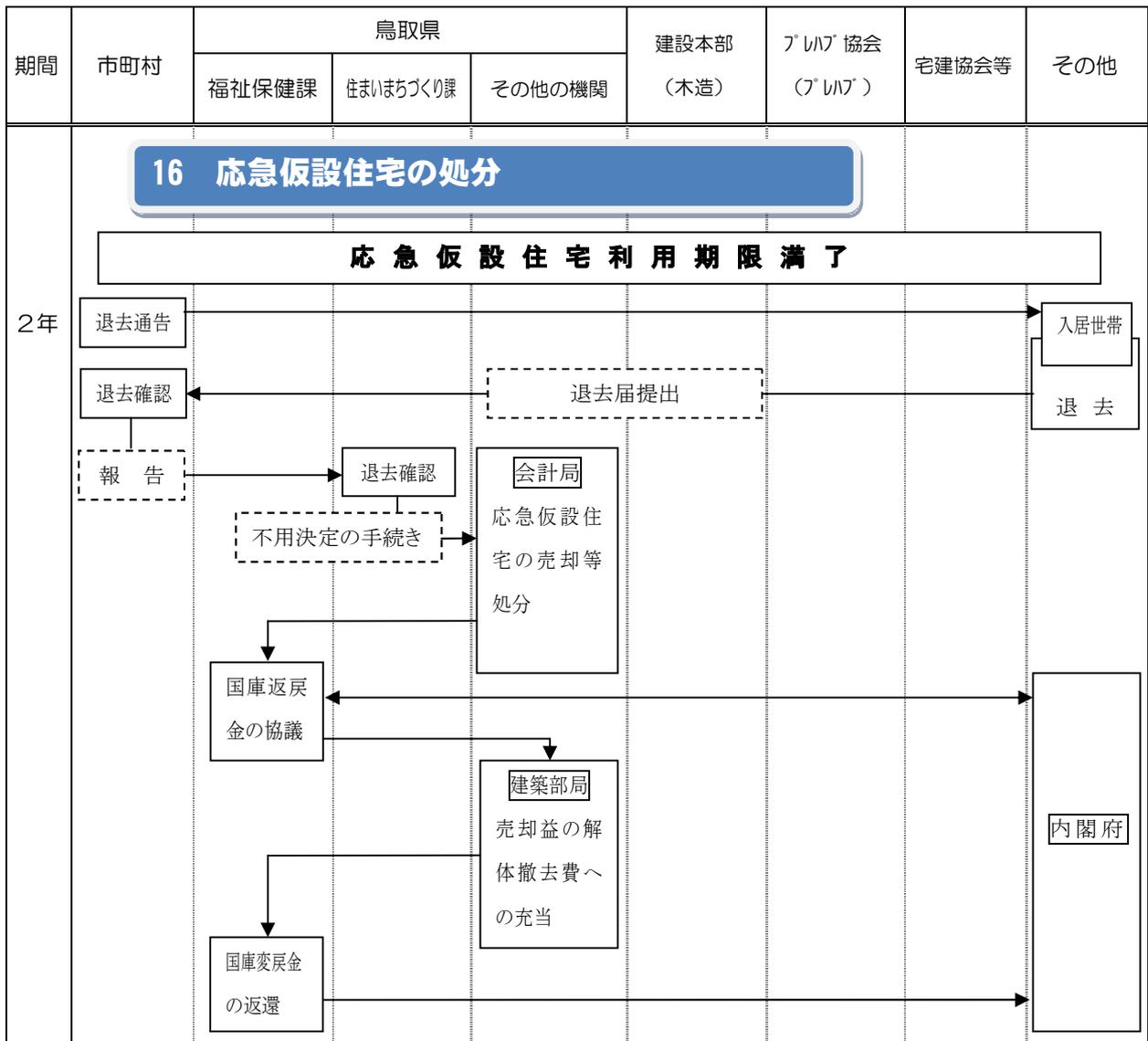
- (1) 応急仮設住宅を管理する市町村は、入居世帯の状況を把握し、その中で住宅の確保など自立生活の目処が立った入居世帯があった場合は、退去勧告を行います。
- (2) 当該入居世帯は、退去に当たっては、退去届けを市町村に提出します。
- (3) 市町村は、退去届けを確認した上で、県（住まいまちづくり課）に報告します。
- (4) 市町村は、自立可能世帯への対応の外、入居者の実態を把握した上で、公営住宅等への優先入居、各種貸付制度等による住宅資金の斡旋、社会福祉施設等への入所等を積極的に進めます。



【STEP 7】 応急仮設住宅の処分及び精算

16 応急仮設住宅の処分

- (1) 応急仮設住宅を管理する市町村は、竣工後2年を経過し、応急仮設住宅の利用期限が満了する前に入居世帯に対して期限を決めて、退去通告をします。
- (2) 応急仮設住宅に入居している各世帯は、退去届を市町村に提出します。
- (3) 市町村は、退去を確認した上で、県（住まいまちづくり課）に報告します。
- (4) 県（福祉保健課と住まいまちづくり課）は、応急仮設住宅の利用期限を考慮に入れ、事前に県（会計局）と協議を行い、応急仮設住宅の売却等処分の準備を始めます。
- (5) 県（住まいまちづくり課）は、応急仮設住宅の売却相場や売却先、売却方法などについての情報を収集します。
- (6) 県（会計局）は、県（住まいまちづくり課）の収集した情報などを基に可能な限り売却し、県（建築部局）は売却益を解体撤去費に充当します。不足する場合は、県費で負担します。余りがある場合は、国庫返戻金が発生しますので、県（福祉保健課）は内閣府と調整し、返還します。
- (7) なお、竣工後2年以内に目的を達成した場合には、内閣総理大臣の承認を得て、処分できます。
- (8) リースの場合は、契約相手に撤去を依頼します。



17 応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の精算

- (1) 契約期間満了に伴い、会員（仲介業者）又は家主は入居世帯立会いの上で、住宅の状況を確認し原状回復費用を算定の上、入居世帯に請求します。
- (2) 入居世帯は、原状回復費用を会員（仲介業者）又は家主（貸主）に支払い、応急仮設住宅から退去します。退去の際、退去届を応急仮設住宅を管理する市町村に提出します。
- (3) 市町村は、退去を確認し、その旨を県（住まいまちづくり課）に報告します。

